

宮津市公報

平成20年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 16 宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則 …………… 1

告 示

- 91 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 …………… 3
 92 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 …………… 3
 93 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 …………… 4
 94 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 …………… 4
 95 宮津市農業委員会総会の招集 …………… 4
 96 平成19年度補正予算の要領 …………… 4
 97 平成20年度補正予算の要領 …………… 7
 98 平成20年度補正予算の要領 …………… 8
 99 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 …………… 9
 100 市道路線の廃止 …………… 9
 101 市道路線の認定 …………… 10
 102 市道路線の変更 …………… 10
 103 市道路線の区域決定 …………… 10
 104 市道路線の供用開始 …………… 10

公 告

- 32 都市計画の案の公衆の縦覧 …………… 11
 33 都市計画の変更案の公衆の縦覧 …………… 11

水 道 事 業

《告 示》

- 19 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …………… 11
 20 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …………… 12

教 育 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市教育委員会定例会の招集 …………… 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 19 宮津市農業委員会委員一般選挙において当選した者の住所及び氏名 …………… 12
 20 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所 …………… 13
 21 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所 …………… 13

規 則

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年7月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の項の表1の項中「被保護者」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）」を加え、別表2の項の表Aの項中「生活保護法第6条第1項に規定する被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分の所得税額の年額区分	
0円～	30,000円
30,001	～ 80,000
80,001	～ 140,000
140,001	～ 280,000
280,001	～ 500,000
500,001	～ 800,000
800,001	～ 1,160,000
1,160,001	～ 1,650,000
1,650,001	～ 2,260,000
2,260,001	～ 3,000,000
3,000,001	～ 3,960,000
3,960,001	～ 5,030,000
5,030,001	～ 6,270,000
6,270,001円以上	

を

前年分の所得税額の年額区分	
0円～	15,000円
15,001	～ 40,000
40,001	～ 70,000
70,001	～ 183,000
183,001	～ 403,000
403,001	～ 703,000
703,001	～ 1,078,000
1,078,001	～ 1,632,000
1,632,001	～ 2,303,000
2,303,001	～ 3,117,000
3,117,001	～ 4,173,000
4,173,001	～ 5,334,000
5,334,001	～ 6,674,000
6,674,001円以上	

に改め、

同表（注）3中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表（注）4（2）中「及び第2項並びに第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、別表3の項の表1の項中「生活保護法第6条第1項に規定する被保護者」を「被保護者等」に改め、別表4の項の表Aの項中「生活保護法第6条第1項に規定する被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分の所得税額の年額区分	
0円～	30,000円
30,001	～ 80,000
80,001	～ 140,000
140,001	～ 280,000
280,001	～ 500,000
500,001	～ 800,000
800,001	～ 1,160,000
1,160,001	～ 1,650,000
1,650,001	～ 2,260,000
2,260,001	～ 3,000,000
3,000,001	～ 3,960,000
3,960,001	～ 5,030,000
5,030,001	～ 6,270,000
6,270,001円以上	

を

前年分の所得税額の年額区分	
0円～	15,000円
15,001	～ 40,000
40,001	～ 70,000
70,001	～ 183,000
183,001	～ 403,000
403,001	～ 703,000
703,001	～ 1,078,000
1,078,001	～ 1,632,000
1,632,001	～ 2,303,000
2,303,001	～ 3,117,000
3,117,001	～ 4,173,000
4,173,001	～ 5,334,000
5,334,001	～ 6,674,000
6,674,001円以上	

に改め、

同表（注）3中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表（注）4(2)中「及び第2項並びに第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、別表5の項の表Aの項中「生活保護法第6条第1項に規定する被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分の所得税額の年額区分 0円～ 30,000円	
30,001	～ 80,000
80,001	～ 140,000
140,001	～ 280,000
280,001	～ 500,000
500,001	～ 800,000
800,001	～ 1,160,000
1,160,001	～ 1,650,000
1,650,001	～ 2,260,000
2,260,001	～ 3,000,000
3,000,001	～ 3,960,000
3,960,001	～ 5,030,000
5,030,001	～ 6,270,000
6,270,001円以上	

を

前年分の所得税額の年額区分 0円～ 15,000円	
15,001	～ 40,000
40,001	～ 70,000
70,001	～ 183,000
183,001	～ 403,000
403,001	～ 703,000
703,001	～ 1,078,000
1,078,001	～ 1,632,000
1,632,001	～ 2,303,000
2,303,001	～ 3,117,000
3,117,001	～ 4,173,000
4,173,001	～ 5,334,000
5,334,001	～ 6,674,000
6,674,001円以上	

に改め、

同表（注）3中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表（注）4(2)中「及び第2項並びに第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、別表6の項の表Aの項中「生活保護法第6条第1項に規定する被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分の所得税額（被措置児童の 所得税額を含む。）の年額区分 0円～ 30,000円	
30,001	～ 80,000
80,001	～ 140,000
140,001	～ 280,000
280,001	～ 500,000
500,001	～ 800,000
800,001	～ 1,160,000
1,160,001	～ 1,650,000
1,650,001	～ 2,260,000
2,260,001	～ 3,000,000
3,000,001	～ 3,960,000
3,960,001	～ 5,030,000
5,030,001	～ 6,270,000
6,270,001円以上	

を

前年分の所得税額（被措置児童の 所得税額を含む。）の年額区分 0円～ 15,000円	
15,001	～ 40,000
40,001	～ 70,000
70,001	～ 183,000
183,001	～ 403,000
403,001	～ 703,000
703,001	～ 1,078,000
1,078,001	～ 1,632,000
1,632,001	～ 2,303,000
2,303,001	～ 3,117,000
3,117,001	～ 4,173,000
4,173,001	～ 5,334,000
5,334,001	～ 6,674,000
6,674,001円以上	

に改め、

同表（注）3中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表（注）4(2)中「及び第2項並びに第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第91号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成20年7月3日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
 - 第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
 - 第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック		

- 7 予防接種を行う期間
平成20年7月3日から平成21年3月31日まで
* * *

宮津市告示第92号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成20年7月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 二種混合（ジフテリア・破傷風）
- 2 予防接種の対象者の範囲
平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 医師が接種することが不適当な状態であると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う場所及び期日

接種場所	接種期日
宮津市保健センター	平成20年7月29日（火）
	平成20年8月28日（木）
栗田地区公民館	平成20年8月7日（木）
由良地区公民館	平成20年7月30日（水）
吉津地区公民館	平成20年8月1日（金）
府中地区公民館	平成20年8月6日（水）
養老地区公民館	平成20年7月31日（木）

* * *

宮津市告示第93号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年7月17日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第102号

- (1) 名称 株式会社よざ電工
 (2) 所在地 与謝野町字岩滝2118番地
 (3) 代表者 代表取締役 佐戸仁志
 (4) 指定期間 平成20年7月17日～平成24年12月31日

* * *

宮津市告示第94号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年7月17日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第87号

- (1) 名称 大和ブラミング
 (2) 所在地 (変更前) 舞鶴市愛宕上町6番地の2
 (変更後) 舞鶴市字浜1038番地

* * *

宮津市告示第95号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年7月18日

宮津市長 井上正嗣

- 1 日時 平成20年7月29日(火) 午後1時
 2 場所 宮津市役所 第5会議室
 3 議題
 (1) 会長の互選について
 (2) 会長職務代理者の互選について
 (3) 役員会の役員選出について
 (4) 議席の指定について

* * *

宮津市告示第96号

平成20年3月31日に専決処分を行った平成19年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年7月28日

宮津市長 井上正嗣

平成19年度宮津市一般会計補正予算（第7号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,120,000	58,875	3,178,875
1 地方交付税	3,120,000	58,875	3,178,875
16 財産収入	131,290	89,333	41,957
2 財産売払収入	108,873	89,333	19,540
17 寄附金	19,740	3,895	23,635
1 寄附金	19,740	3,895	23,635
21 市債	710,800	114,500	825,300
1 市債	710,800	114,500	825,300
歳入合計	10,923,167	87,937	11,011,104

歳出		(単位：千円)		
款 項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	1,976,372	3,171	1,979,543	
1 総務管理費	1,711,805	3,171	1,714,976	
3 民生費	2,235,372	724	2,236,096	
1 社会福祉費	1,219,536	724	1,220,260	
4 衛生費	1,210,507	548	1,211,055	
1 保健衛生費	422,176	548	422,724	
2 清掃費	760,298	0	760,298	
6 農林水産業費	360,606	0	360,606	
1 農業費	186,678	0	186,678	
7 商工費	237,398	0	237,398	
2 観光費	179,167	0	179,167	
8 土木費	1,579,741	85,000	1,664,741	
2 道路橋りょう費	708,131	0	708,131	
3 河川費	13,777	0	13,777	
4 都市計画費	714,445	85,000	799,445	
5 住宅費	67,906	0	67,906	
10 教育費	764,936	0	764,936	
2 小学校費	271,530	0	271,530	
11 災害復旧費	20,854	0	20,854	
1 公共土木施設災害復旧費	4,600	0	4,600	
2 農林水産施設災害復旧費	16,254	0	16,254	
13 予備費	13,947	1,506	12,441	
1 予備費	13,947	1,506	12,441	
歳出合計	10,923,167	87,937	11,011,104	

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
し尿処理施設整備事業	7,200 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
交通安全施設整備事業	2,600 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
観光施設整備事業	5,900 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所整備事業	4,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	3,700	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

	行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農業農村整備事業	25,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	25,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	146,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上	158,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
河川整備事業	7,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	7,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業	3,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	4,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
都市下水道整備事業	8,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	9,800 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公営住宅整備事業	16,800 (ただし書同上)	同上	同上	同上	17,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	49,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	49,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設災害復旧事業	4,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上	3,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
農林水産業施設災害復旧事業	1,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	700 (ただし書同上)	同上	同上	同上
減収補てん	29,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	117,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成19年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	支払基金交付金	1,377,244	2,942	1,380,186
1	支払基金交付金	1,377,244	2,942	1,380,186
2	国庫支出金	881,252	2,042	883,294
1	国庫負担金	881,252	2,042	883,294

3 府支出金	207,304	511	207,815
1 府負担金	207,304	511	207,815
4 繰入金	206,197	548	206,745
1 一般会計繰入金	206,197	548	206,745
歳入合計	2,674,702	6,043	2,680,745

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費	2,606,498	6,043	2,612,541
1 医療諸費	2,606,498	6,043	2,612,541
歳出合計	2,674,702	6,043	2,680,745

* * *

宮津市告示第97号

平成20年5月宮津市議会臨時会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年7月28日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	187,165	67,638	254,803
1 土地建物造成事業収入	187,165	67,638	254,803
歳入合計	188,684	67,638	256,322

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 予備費	67,628	64,389	3,239
1 予備費	67,628	64,389	3,239
5 繰上充用金	0	132,027	132,027
1 繰上充用金	0	132,027	132,027
歳出合計	188,684	67,638	256,322

平成20年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金	146,685	6,875	153,560
1 支払基金交付金	146,685	6,875	153,560
2 国庫支出金	89,945	32,723	122,668
1 国庫負担金	89,945	32,723	122,668
歳入合計	281,909	39,598	321,507

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金	1	1,682	1,683
1 償還金	1	1,682	1,683
3 繰上充用金	0	37,916	37,916
1 繰上充用金	0	37,916	37,916
歳出合計	281,909	39,598	321,507

* * *

宮津市告示第98号
平成20年6月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年7月28日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	125,553	5,200	130,753
1 分担金	16,616	5,200	21,816
18 繰入金	147,525	1,400	148,925
1 基金繰入金	146,900	1,400	148,300
20 諸収入	790,130	22,500	812,630
5 雑入	250,668	22,500	273,168
21 市債	556,573	26,100	582,673
1 市債	556,573	26,100	582,673
歳入合計	9,996,062	55,200	10,051,262

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	159,119	1,314	157,805
1 議会費	159,119	1,314	157,805
2 総務費	1,549,774	69,250	1,619,024
1 総務管理費	1,309,640	102,110	1,411,750
2 徴税費	124,406	22,271	102,135
3 戸籍住民基本台帳費	70,975	7,608	63,367
4 選挙費	12,376	32	12,408
5 統計調査費	11,866	38	11,904
6 監査委員費	20,511	3,051	17,460
3 民生費	2,512,905	20,397	2,492,508
1 社会福祉費	1,485,266	21,922	1,463,344
2 児童福祉費	739,461	1,106	740,567
3 生活保護費	287,362	419	287,781
4 衛生費	992,190	14,532	1,006,722
1 保健衛生費	185,928	22,766	208,694
2 清掃費	779,129	8,234	770,895
6 農林水産業費	358,785	3,407	362,192
1 農業費	185,970	4,565	190,535
2 林業費	41,753	81	41,834
3 水産業費	131,062	1,239	129,823
7 商工費	214,208	11,602	202,606
1 商工費	55,976	489	56,465
2 観光費	158,232	12,091	146,141
8 土木費	1,129,385	8,369	1,121,016
1 土木管理費	76,135	721	76,856
2 道路橋りょう費	356,569	4,085	352,484
4 都市計画費	625,600	3,106	622,494
5 住宅費	26,693	1,899	24,794
9 消防費	513,052	797	513,849
1 消防費	513,052	797	513,849

10 教育費	721,506	8,956	730,462
1 教育総務費	139,536	1,471	138,065
2 小学校費	251,807	625	252,432
3 中学校費	88,419	140	88,559
4 幼稚園費	106,516	253	106,263
5 社会教育費	114,385	9,857	124,242
6 保健体育費	20,843	58	20,901
12 予備費	12,068	60	12,008
1 予備費	12,068	60	12,008
歳出合計	9,996,062	55,200	10,051,262

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所整備事業	35,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	57,500 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農業農村整備事業	11,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	14,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上

* * *

宮津市告示第99号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年7月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第103号

- (1) 名称 山崎電気株式会社
- (2) 所在地 与謝野町字四辻858番地
- (3) 代表者 代表取締役 山崎正道
- (4) 指定期間 平成20年7月28日～平成24年12月31日

* * *

宮津市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
馬場先京口	宮津市字宮村小字馬場先1296番地の10 宮津市字京口123番地の1	

* * *

宮津市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
馬場先京口	宮津市字宮村小字馬場先1296番地の10 宮津市字京口68番地の2	

* * *

宮津市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

宮津市長 井上正嗣

路線名	旧新別	起 点 終 点	重要な経過地
鶴賀京口	旧	宮津市字鶴賀2168番地の14 宮津市字京口140番地	
	新	宮津市字鶴賀2168番地の14 宮津市字京口137番地の1	

* * *

宮津市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道 路 の 区 域			備考
	区 間	敷地の幅員 m	延長 m	
鶴賀京口	宮津市字鶴賀2168番地の14から 宮津市字京口137番地の1まで	1.00～14.20	1,002.6	
馬場先京口	宮津市字宮村小字馬場先1296番地の10から 宮津市字京口68番地の2まで	1.30～7.40	337.2	

* * *

宮津市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鶴賀京口	宮津市字鶴賀2168番地の14から 宮津市字京口137番地の1まで	平成20年8月1日
馬場先京口	宮津市字宮村小字馬場先1296番地の10から 宮津市字京口68番地の2まで	平成20年8月1日

公 告

宮津市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成20年7月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画の種類
宮津都市計画特別用途地区 特定大規模小売店舗制限地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
宮津市字鶴賀、安智、惣、波路、文珠、江尻、難波野、大垣及び中野の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
宮津市建設室都市整備係（本館南棟3階）
- 4 縦覧期間
平成20年7月29日から平成20年8月12日まで
* * *

宮津市公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成20年7月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮津都市計画地区計画 宮津難波野地区地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宮津市字江尻、難波野、大垣、中野、日置地内
区域は計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所
宮津市建設室都市整備係（本館南棟3階）
- 4 縦覧期間
平成20年7月29日から平成20年8月12日まで

水 道 企 業

《告 示》

宮津市水道告示第19号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年7月17日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08099号

- (1) 名称 株式会社よぞ電工
 (2) 所在地 与謝野町字岩滝2118番地
 (3) 代表者 代表取締役 佐 戸 仁 志

* * *

宮津市水道告示第20号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年7月28日

宮津市水道事業
 宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S08101号

- (1) 名称 山崎電気株式会社
 (2) 所在地 与謝野町字四辻858番地
 (3) 代表者 代表取締役 山 崎 正 道

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第9号

平成20年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年7月9日

宮津市教育委員会
 委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成20年7月25日(金) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成20年7月6日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成20年7月7日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 前 尾 美智子

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成20年7月31日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成20年7月22日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 前 尾 美智子

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第 1 投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
" 2 "	栗田地区公民館	" 上司1345番地
" 3 "	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の3
" 4 "	矢原公民館	" 矢原69番地
" 5 "	府中地区公民館	" 中野678番地

" 6 "	浜公民館	" 日置590番地
" 7 "	宮津市デイサービスセンター-せんごく	" 岩ヶ鼻38番地
" 8 "	里波見公民館	" 里波見623番地
" 9 "	由良地区公民館	" 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成20年7月31日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成20年7月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1